

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理 機構の平成23年度の業務実績の評価結果

平成24年8月21日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成23年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「施設整理機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は同改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」という。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的として、平成17年10月1日に発足した独立行政法人である。

平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成22年法律第48号）により、施設整理機構の存続期限が2年間延長された。

平成23年6月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）により、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、社会保険病院・厚生年金病院等（併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の運営・管理等を目的とした「独立行政法人地域医療機能推進機構」（以下「新機構」という。）に今後改組されることとなった。

新機構への改組日については、当該改正法の公布の日（平成23年6月24日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされ、平成24年3月に公布された「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成24年政令第42号）により、平成26年4月1日とされた。

これを受けて、平成24年3月に、中期目標等を変更し、施設整理機構の中期目標期間を、平成17年10月1日～平成24年9月30日までの7年間から、平成17年10月1日～平成26年3月31日までの8年6月間に変更するとともに、平成24年度以降は新機構への改組の準備を行うといった業務を追加している。

本年度の施設整理機構の業務実績の評価は、厚生労働大臣が定めた平成24年3月の変更前の中期目標（平成17年度～25年度）の第7年度（平成23年4月～24年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成22年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人の事務・事業の見直しの方針（平成22年12月7日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成22年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成23年12月9日同委員会。以下「2次意見」という。）及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）等も踏まえ、評価を実施した。

平成21年度までの施設整理機構の評価に当たっては、施設整理機構は、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立って、施設整理機構設立後（平成17年10月）から平成22年9月までの5年間で全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）を譲渡又は廃止することを使命とし、譲渡に当たっては、価格は極力高く、かつ、全ての施設を譲渡するという、両立が極めて困難な2つの大きな使命（ミッション）を与えられていたことから、

- ・ 施設整理機構設立後から平成22年9月までの5年間で施設整理機構に出資した全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止をする
- ・ 各年度にあっては、年度計画に定める年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止をする
- ・ 年金資金等の損失を最小化する観点から、適正な譲渡価格を設定する

といった事項についての評価を基本とし、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮した総合的な評価をこれまで実施してきた。

また、平成22年度の施設整理機構の評価に当たっては、平成21年度までの評価に加え、2度にわたる独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律により、平成22年8月公布の法改正では存続期限が2年間延長されたが、平成22年度時点では、新組織への改組について不透明な状況であったという特異な経過を踏まえ、

- ・ 施設整理機構の当初の使命（ミッション）は、5年間で年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）を譲渡又は廃止することであったこと
- ・ 平成22年8月公布の法改正により、施設整理機構の存続期限が2年間延長された一方、社会保険病院等については、最終的な受け皿組織が決ま

らない中で運営・管理を行い、厚生労働大臣からの譲渡指示に備えてきたこと

から、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止と社会保険病院等の運営・管理又は譲渡への対応を分けて評価を行うとともに、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡に関しては、平成22年9月までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設全ての譲渡が完了したことから、譲渡完了に至る期間を含めて評価を行ったところである。

平成23年度においては、平成23年6月公布の法改正により、年金福祉施設等の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等を目的とした新機構への改組に向けて業務内容が大きく変化したこと、また、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したことにより社会保険病院等に大きな被害があったことを踏まえ、本年度の評価に当たっては、

- ・ 厚生労働大臣からの譲渡指示のあった健康保険鳴門病院（看護専門学校を含む。以下「健康保険鳴門病院等」という。）及び川崎社会保険病院（介護老人保健施設を含む。以下「川崎社会保険病院等」という。）を譲渡
- ・ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた病院の復旧
- ・ 社会保険病院等の運営・管理等を目的とした新機構への改組に向けて、引き続き地域医療に貢献できるよう、社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握するために実施した財務調査（第2フェーズ）の実施及び分析・検討を行うためのデータを整備

といった事項についての達成状況、具体的な取組方法、又はその取組における創意工夫について、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮し評価を行った。

（2）平成23年度業務実績全般の評価

年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡は、平成22年度までに全て終了しており、平成23年度においては、平成23年12月21日付けで厚生労働省から健康保険鳴門病院等及び川崎社会保険病院等の譲渡選定通知があり、健康保険鳴門病院等については、平成24年3月28日付けで徳島県と13.4億円で売買契約を締結している。この結果、発足以来の実績は契約ベースで、売却額2,235億円で、出資価格対比192億円のプラス、109.4%となっており、出資価格総額を上回る売却額を確保した。

健康保険鳴門病院等については、徳島県から同病院を譲り受けた旨要望

があったことから、所在地方公共団体かつ譲渡先である徳島県より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件を設定し、徳島県と売買契約を締結した。併せて、施設整理機構から、徳島県に対して職員の雇用を依頼し、徳島県から原則として現職員全員を再雇用する方針である旨回答を受けている。

川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求め、譲渡条件、要望及び意見として整理し、施設整理機構において譲渡条件案を作成。地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の承認を得た上で譲渡条件を設定するなど、一般競争入札を実施する準備が完了した。また神奈川県から職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、施設整理機構において同県の要望として整理し、全入札参加検討者に対し、同要望の対応方針を求めることにより、雇用への配慮を求めた。

このように、病院の譲渡に当たっては、地域医療が損なわれないよう十分配慮して適切に行えたこと及び病院職員の雇用の継続を図ったことは大いに評価できる。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応については、震災後直ちに被災状況を把握し、迅速に被災病院の復旧工事に着手し、11月末までに工事を完了した。

また、平成22年度に実施した財務調査（第1フェーズ）に引き続き、財務調査（第2フェーズ）を実施し、3期分の合算財務諸表を作成するとともに、指標分析、比較分析等により病院の実態把握に努めたこと、財務内容と老朽度に基づく施設整備計画を策定し、委託先の自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断等を行った。

このように、地域医療が損なわれることのないよう十分に配慮した適切な譲渡、経営状況・資産状況の把握等を通じた適切な運営、さらに地域医療への配慮及び資産価値保全の観点から必要な整備を行ったことは大いに評価できる。

さらに、社会保険病院等の譲渡指示に備えて業務の外部委託を実施するとともに、新機構への改組に向けて、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要な人材の受入れに備えた削減を行い、目標を大きく上回る人員の削減を達成したことは高く評価できる。

以上により、平成23年度の業務実績については、年金福祉施設等（社会

保険病院等を除く)の譲渡が平成22年9月末までに完了し、当初の目標期間内に達成したこと、また平成22年10月に解散予定であったものが、平成22年8月の法改正により、存続期限が2年間延長され、さらに平成23年6月の法改正により、年金福祉施設等の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等を目的とした新機構への改組に向けて、施設整理機構の業務内容が大きく変化する中で、迅速かつ効率的に業務運営方法の見直しと組織・人員体制の変更を行うなど、新機構への改組に向けて機動的かつ適切な取組みを行ったことは、独立行政法人の特性を踏まえ柔軟に対応したものであり、大いに評価できる。

なお、業務経費については、各種の節減を図り、必要最小限の経費の執行に努めるとともに、効率的な執行を徹底した結果、予算に対して2,360百万円(病院の機能維持整備の工事費用の支出が翌年度以降にずれ込んだ額を除く)の削減が図られており、一般管理費(人件費を除く)は平成17年度比で52%の節減が図られたことは評価できる。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、次の2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別添として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 効率的な業務運営体制の確立

社会保険病院等の譲渡指示に備えて業務の外部委託を進めるとともに、新機構への改組に向けて、年金福祉施設等の譲渡から社会保険病院の運営・管理等に業務内容が変化する中で、職員のモラルの維持にも配慮しつつ、実態に即した組織・人員体制の見直しを行うなどにより、効率的な体制を確立したことは大いに評価できる。

具体的には、社会保険病院等の譲渡指示に備えて引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成23年6月公布の改正法により新機構へ改組されることが決定し、改正中期目標等において新機構への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要な人材の受け入れに備えた人員の削減を行った。

さらに、社会保険病院等の譲渡に効率的かつ弾力的に対応するため、アドバイザリー業務(医療機器等の査定業務、マーケティング資料作成業務、マーケティング補助業務、病院事業等の引き継ぎ支援業務)及び不動産の売却に係る詳細開示資料作成及び入札補助業務並びに社会保険病院等の運営管理に

資するため、社会保険病院等に係る財務調査業務（第2フェーズ）及び社会保険病院等の不動産鑑定業務について、新たに外部委託を実施した。

このように、業務内容の実態に合わせて効率的かつ適切な組織体制を整備したことは大いに評価できる。

また、平成23年6月公布の改正法により、新機構へ改組されることが決定したことを受け、平成23年度の中期目標等においては改組準備への取り組みという業務は明記されていないが、改組準備が本格化する平成24年度に向けて、厚生労働省や社会保険病院等の委託先公益法人等と連携し、新機構の使命、組織運営の在り方、退職金の取扱い等について必要な検討・準備作業を積極的に行っていることも評価できる。

さらに、東日本大震災による節電要請を踏まえ、執務室における照明や空調の抑制等の節電に努めた結果、平成22年度に比べ、22%の削減を成し遂げている。

(2) 業務管理の充実

社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できることを目的として、平成22年度に実施した財務調査（第1フェーズ）と同等の会計基準に基づき、平成21年3月期及び平成23年3月期の合算財務諸表を作成するとともに、指標分析、比較分析等による個別病院等の詳細分析（財務調査・第2フェーズ）を実施し、分析結果をデータベース化し、財務・不動産の両面から分析・検討を行うためのデータを整備したことは、大いに評価され、これらのデータについては、新機構への改組の進め方や改組後の病院運営等の議論に大いに活用されることを期待したい。

また、不動産調査時に把握した土地・建物の利用状況、不動産支障等の情報を分析し、優先順位を付けた上で順次不動産支障を解消している。

さらに、厚生労働省と連携し、委託先公益法人に対して、施設整理機構保有資産の整備の実施等の承認案件について、「コンプライアンス推進規程」等を制定するなど必要な体制整備を求めたことも高く評価できる。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費（人件費を除く）は、調達の必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取り組みに努めた結果、平成17年度比52%節減、平成22年度決算額との比較においては29%の節減となっている。業務経費は、予算比で大幅に減少しているが、主な減少要因は、

東日本大震災による被災もあり、病院の機能維持整備の工事費用の支出が翌年度以降にずれ込んだことであるが、これを除いた経費についても、各種の節減に取り組んだ結果、予算比で節減が図られている。また業務費における冗費の点検削減についても着実に進められており、人員についても、新機構への改組に向けて、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受入れに備えた削減を行い、目標を大幅に上回る人員の削減を達成するとともに、役員及び職員の俸給月額を引き下げを行うことにより人件費の削減を図り、効率的な執行に努めたことは大いに評価できる。

各種調達に当たっては、原則として一般競争入札によることとし、一般競争入札に馴染まない一部の業務については企画競争を行い、徹底した経費節減を図っている。

(4) 各施設の経営状況等の把握、施設整理機構の業務内容に関する地方公共団体への説明

財務調査（第2フェーズ）の実施により、各施設の経営状況の把握に努めるとともに、財務調査結果について、厚生労働省、委託先公益法人本部及び各病院等と情報共有したことは評価され、これらが、新機構への改組の進め方や改組後の病院運営等の議論にも活用されることを期待したい。

また、不動産調査で把握した土地・建物の利用状況及び不動産支障等の情報を分析し、不動産支障の解消に関する検討を行ったことは評価できる。

さらに、厚生労働省から譲渡指示が出された健康保険鳴門病院等及び川崎社会保険病院等について、地元自治体と綿密な協議・連絡を行い、譲渡の手続きが適切に行われたことは評価できる。

(5) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止

厚生労働省から平成23年12月21日付けで譲渡指示を受けた健康保険鳴門病院等及び川崎社会保険病院等については、譲渡後も引き続き地域医療に貢献できるよう、地元自治体の意向に配慮しつつ、地域医療に貢献できる譲渡条件を設定したことは大いに評価できる。

併せて、病院職員の雇用の継続を図ったことも高く評価できる。

健康保険鳴門病院等については、所在地方公共団体である同県から意見を求めた上で譲渡条件等を設定し、平成24年3月28日付けで売買契約を締結（契約金額：1,338百万円）し、適切に譲渡している。

川崎社会保険病院等について、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎

市から意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地方公共団体の代表を含む地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の承認を得た上で譲渡条件を設定するなど、一般競争入札を実施する準備が完了した。

厚生労働省から委託契約解除を指示された社会保険小倉記念病院については、平成24年3月31日付けで経営委託先である財団法人平成紫川会との委託契約を解除し、特別会計清算金（4,482百万円）を7月末までに受領予定である。

(6) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により大きな被害を受けたと報告のあった東北所在の病院について、同年4月7～8日にかけて現地調査を行って被害状況を直接確認し、特に大きな被害を受けた仙台社会保険病院及び東北厚生年金病院については、病院機能の復旧、患者・職員に対する安全の確保といった観点から、緊急性が高い整備として施設整理機構の費用負担により、直ちに復旧工事に着手し、11月末までに工事を完了したことは大いに評価できる。

また、財務状況等から必要な機能維持整備が行われていない15病院について、施設整理機構の費用負担により機能維持整備を行ったことや、厚生労働省の方針に基づき、建物の耐震性に問題がある6病院の耐震診断及び耐震補強設計を行い、5病院について耐震補強工事に着手するなど病院の資産価値の保全を行うとともに地域医療を損なうことのないよう手当したことは高く評価できる。

(7) 買受需要の把握及び開拓

平成23年12月21日付けで厚生労働省から譲渡指示のあった川崎社会保険病院等の譲渡については、現に入院・外来診療を行っている病院を一般競争入札で譲渡するという新たな譲渡スキームとなることから、厚生労働省からの指示に対応し、譲渡に係るマーケティング補助業務等を外部委託することで必要な体制を整備したことは評価できる。

また、マーケティング業務を効率的に行うため、所在地方公共団体等から情報を入手し、マーケティング対象先リストを作成し、入札公告までに予め買受需要等を把握するとともに、病院や連携する老人保健施設等の事業概要書を纏めるなど、過去、年金福祉施設等の譲渡等を通じて蓄積した民間のノ

ウハウを最大限生かした入念な準備を行ったことは評価できる。

(8) 情報の提供

健康保険鳴門病院等について、徳島県との売買契約締結後、速やかにホームページに契約締結について掲載するとともに、徳島県庁において記者レクを実施し、より周知を図っている。また川崎社会保険病院等の入札に係る公告を官報に掲載するとともに、ホームページにも入札情報を掲載し、さらに川崎市役所記者クラブへの情報提供を実施する予定であり、適切に情報開示がなされており、透明性の確保に引き続き努めている点は評価できる。

また、これまでの公的資産売却に係るノウハウを整理し、必要に応じて配布が可能な体制を整備しており、国や他の独立行政法人等からの施設の譲渡手法等に関する照会にも適切に対応できたことも評価できる。

(9) 財務内容の改善に関する事項

平成23年度の年度計画予算の策定においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、病院機能の復旧、患者・職員に対する安全の確保といった観点から、直ちに復旧工事に着手できるよう、中期計画予算の範囲内で、災害復旧経費の支出予算額を設定したことは評価できる。

また、平成23年度の収入については、予算・実績ともに譲渡収入がなかったものの、運用収益及び施設委託先特別会計清算金の増により予算比1.4億円のプラスとなった。支出についても、各種の節減に取り組んだことにより、業務経費2.4億円、一般管理費0.4億円がそれぞれ予算比で節減が図られており評価できる。

(10) その他業務運営に関する事項

人事については、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するため、譲渡専門職員については民間に準じた成果主義に基づく実績評価を、一般職員については国家公務員に準じた実績評価と能力評価による評価を行い、適切な人事管理が行われた。

また、新機構への改組に向けて、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受入れに備えた人員の削減を図る一方、成果主義の徹底により職員のモチベーションを確保した点は大いに評価できる。

平成22年度に係る国庫納付金は、今後運営することとなる病院が東日本大震災により被災したことから、関係各方面と協議し、災害復旧工事の財源

として留保するといった弾力的な運用に至ったことは、諸環境の変化の中において評価できる。

外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会については、譲渡業務のみならず、病院経営に関する知見を有する外部の有識者により構成されており、社会保険病院等の運営又は管理に関する事項についても諮問を行うなど、環境の変化に対応し、有効に機能させていることは評価できる。

施設整理機構の保有する個人情報保護に関し、対処すべき問題は起きておらず、法務文書課を中心に適切に保護・管理に努めているものと認められ、引き続き適切な保護・管理を期待したい。

(1 1) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

平成23年度においては、厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、社会保険病院等2施設の譲渡手続きを進めたが、引き渡しが平成24年度以降のため、平成23年度の譲渡収入はなく、経常損益では△6億円の損失となった。しかしながら、平成22年度以前に収受した年金福祉施設等の運営委託契約解除に伴う施設委託先の特別会計清算金の額が確定したこと等による臨時利益を11億円計上したことにより、当期総利益5億円を確保した。

② 保有資産の管理・運用等について

施設整理機構が保有する資産は、販売用不動産である社会保険病院等と固定資産である事務室間仕切りやネットワークシステム等だけであり、平成24年4月3日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（行政改革実行本部決定）に該当する職員宿舎及び福利厚生施設等不要財産に該当するものの保有はなく、運営費交付金も受けていない。

また、施設整理機構においては、国庫納付までの間、業務上の余裕金について短期の資金運用を行っているが、運用方法は時価又は為替相場の変動等を受けない譲渡性預金、定期預金又は国庫短期証券に限定している。

以上のとおり、保有資産の管理・運用等は適正に行われており大いに評価できる。

なお、いわゆる溜まり金の精査における運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、運営費交付金の受け入れがないため該当しない。

③ 組織体制・人件費管理について

役員（理事長）の報酬等については、特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるように努めている。

役員（理事長）の報酬等及び職員の給与等については、平成23年度においては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、国家公務員の人事院勧告に準じて俸給月額の下げが行われ、平成23年度の対国家公務員ラスパイレース指数は全国水準で99.8、地域・学歴勘案では91.6と100を下回り、適正な給与水準が維持されている。引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めるよう期待する。また、平成24年度においては、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、役職員の給与減額措置を講じている。

「行政改革の重要方針」による人員削減の取り組みについては、中期計画においては、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしている。

施設整理機構は、平成17年度末の人員である36名ではなく、施設整理機構の業務が本格化した41名を基準として評価を行うものと考えているが、社会保険病院等の出資により施設整理機構の業務量が増加する中であっても、組織管理体制の強化、効率的な人員配置及び効率的な業務の外部委託を行い、毎年、大幅な人員削減を図り平成22年度末の常勤職員数は、31名（平成17年度比13.9%）となっている。

平成23年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成23年6月に公布された改正法により施設整理機構が新機構へ改組されることが決定し、改正後中期目標等において新機構への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要な人材の受入れに備えた人員の削減を行い、平成23年度末の常勤役職員数は25名となった点は評価できる。

④ 事業費の冗費の点検について

施設整理機構においては、事務費等の駆け込み執行や不要不急な出張等
は行われておらず、給与振込経費も支出されていない。その他、継続的に
支出する事務経費について、その必要性等を点検し、契約終了を含めた見
直しを行い、引き続き必要な契約についても契約相手方と値段交渉等を行
うなど、徹底的なコスト削減を図った結果、一般管理費（人件費を除く）
は平成17年度比52%減、平成22年度決算額との比較においても
29%の節減を達成したことは評価できる。

⑤ 契約について

施設整理機構においては、契約に係るすべての決裁について、事前審査
として、①担当部、②総務部（経理担当）及び③理事長、理事、監事、入
札執行及び契約審査担当の外部顧問等で構成する契約審査会における審査
を受け、加えて全職員参加の毎朝の業務打合せにおいて契約の概要を報告
することを必須とし、事後には、四半期後毎に役員会において契約内容の
点検・検証を経て、契約監視委員会による審査を受けるという重層的かつ
執行、審査の担当者（機関）の相互けん制が確保された審査体制が構築さ
れている。

こうした審査体制や随意契約等見直し計画に沿って適切な契約の締結に
努めた結果、平成23年度においては、一者応札・応募となったものが1
件あったものの、契約監視委員会の点検において入札手続きに問題はなく
やむを得ないものとの判断を受けており、随意契約についても、全て随意
契約によらざるを得ないもの（借地契約等）だけとなっている点は評価で
きる。

また、平成24年3月23日「独立行政法人が支出する会費の見直しに
ついて」（行政改革実行本部決定）により、見直し方針が示されており、独
立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への
会費の支出は行わないこととされているが、施設整理機構において該当す
る支出はない。

⑥ 内部統制について

理事長の役職員へのミッションの周知等については、当機構では、40
名程度の小規模な組織で、与えられた使命・任務を全職員に深く浸透させ、
迅速かつ確実に達成するため、設立当初より理事長以下全職員が参加する

毎朝の業務打合会を実施しており、そこで各部職員からの日々の業務の進捗状況や問題点等の報告がなされ、全員で共有・確認・議論した上で、理事長が最終的な方針・考え方をその場で決定し、全職員に直接伝える仕組みとなっている。

理事長のリーダーシップについては、施設整理機構が40名程度の小規模な組織であり、迅速かつ適正に業務を推進しなければならないことから、予算・財務、人事・組織を含むすべての業務について、理事長が方針を示し、機動的に遂行する仕組みとすることにより発揮されている。

また、理事長のマネジメントの実効性確保については、

- ・業務遂行の総括責任を有する各部長の下、統制ルートを明確化した組織体制の構築
- ・毎朝の業務打合会における各部ごとの業務報告の義務付け
- ・理事・監事による事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）により担保している。

理事長のマネジメントの発揮状況について、監事が、業務の重要な方針決定を行う幹部会（月2回）・役員会（月1回）に出席するとともに、毎週1回定例日に出勤し、事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）を行う中で、日常的に確認しており、内部統制に関する独立的評価として、事業全般にわたる監事監査を年1回実施しており、その結果については監事から理事長へ直接報告をしている。

監事監査においては、①経営全般、②計数計画と実績・業績評価、③組織体制、人事・組織運営、④内部統制、コンプライアンス、⑤情報システム、⑥外部監査、検査等の状況等について、各部に対しヒアリングを行うなど厳正な監査を実施している。

なお、監事は、業務の重要な方針決定を行う幹部会（月2回）・役員会（月1回）に出席するとともに、毎週1回定例日に出勤し、事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）を行っており、日常的に客観的なモニタリングも行っているほか、監査報告を行い統制環境の改善を図っている。

リスクの識別・評価・対応については、全職員参加の毎朝の業務打合会において、各部からの業務報告等から問題点等を洗い出し、全職員で議論し、理事長の方針の下、迅速かつ適切に対応することで円滑に業務を進めている。

また、リスク対応の経緯等については、組織内で回覧する他、機構データベースに蓄積することにより、全職員で情報の共有化を図っている。

⑦ 事務・事業の見直し等

【病院の計画的整理】

平成23年6月公布の改正法の附則や同法の附帯決議も踏まえ、厚生労働省からの譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡を進めている。

・平成22年度においては、平成23年2月18日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険岡谷塩嶺病院（長野県岡谷市所在）を岡谷市に譲渡し、平成23年3月31日に引渡しを完了した。

・平成23年度においては、平成23年12月21日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険鳴門病院（徳島県鳴門市所在）及び川崎社会保険病院（神奈川県川崎市所在）について譲渡手続きを進め、健康保険鳴門病院については平成24年3月28日に譲渡契約を締結し、川崎社会保険病院については平成23年度中に入札の準備を完了した。

【業務の効率化】

サテライトオフィスの賃借料について平成23年1月分より引き下げを行っている（1ヶ月▲345千円）ほか、平成22年度に引き続き、両面・集約コピーの活用によるコピー用紙の節減や備品・消耗品等の継続的使用の徹底等経費節減に努めていることは評価できる。

【事務所等の見直し】

法改正により施設整理機構は、平成26年4月1日に、新機構に改組されることとなり、本部についても現在の千葉県ではなく東京都に設置することとなっている。

今後、新機構への移行準備作業も必要となることから、サテライトオフィスの取扱については、経費節減はもとより円滑な移行準備作業も勘案しながら、将来の本部の効率的な業務運営も見据え、現在の本部とサテライトオフィスの在り方も含め検討されることに期待したい。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月17日から同月3

1日までの間、施設整理機構の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ意見は寄せられなかった。